

## 市第58号議案

## 公有水面埋立てに関する意見提出

次のように公有水面の埋立てをすることについて市長の意見を求められたので、この埋立計画は、横浜港の物流機能の充実及び国際競争力の強化並びに大規模地震にも対応できる大水深・高規格コンテナターミナルの整備を図るため必要である旨の意見を横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長に提出する。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

- 1 埋立てをしようとする者の名称及び住所
 

|     |                  |
|-----|------------------|
| 名 称 | 国土交通省関東地方整備局     |
| 代表者 | 国土交通省関東地方整備局長    |
|     | 石原康弘             |
| 住 所 | さいたま市中央区新都心2番地の1 |
- 2 埋立区域
 

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 位 置 | 中区本牧ふ頭1番の10地先公有水面        |
| 区 域 | 別図1のとおり                  |
| 面 積 | 504,980.95m <sup>2</sup> |
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 位 置 | 中区本牧ふ頭1番の10地先公有水面及び本牧ふ頭<br>1番の10の一部 |
| 区 域 | 別図2のとおり                             |
| 面 積 | 1,905,992.88m <sup>2</sup>          |
- 4 埋立地の用途
 

|      |         |
|------|---------|
| ふ頭用地 | 約50.2ha |
|------|---------|

道路用地 約 0.3ha

計 約50.5ha

## 5 設計の概要

### (1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . +3.50m～D . L . +4.50m (D . L . は、横浜港  
工事用基準面)

### (2) 工作物の種類及び構造

#### 護岸A

構 造 重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン)

天端高 D . L . +4.00m

#### 岸壁

構 造 鋼板セル構造

天端高 D . L . +4.00m

#### 護岸C

構 造 鋼製ケーソン構造

天端高 D . L . +4.00m

#### 護岸D—1

構 造 重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン)

天端高 D . L . +5.20m

#### 護岸D—2

構 造 重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン)

天端高 D . L . +5.20m

#### 護岸E

構 造 重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン)

天端高 D . L . +5.40m

中仕切堤 A

構 造 自立矢板式構造

天端高 D. L. +3.00m

中仕切堤 B

構 造 傾斜堤構造

天端高 D. L. +2.00m

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

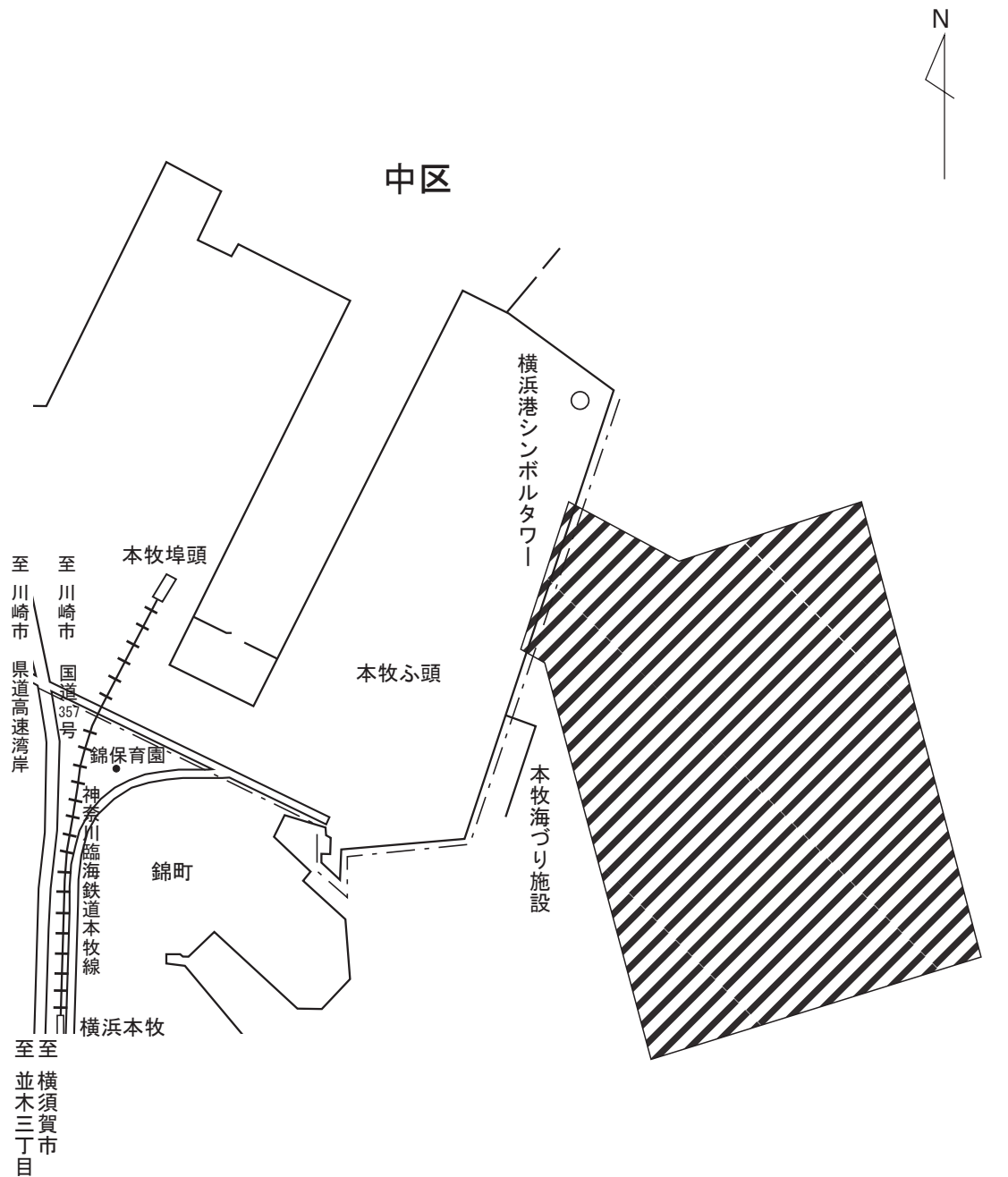
護岸等を概成させて埋立区域を海域と遮断した後、建設発生土、しゅんせつ土砂及び山砂を投入して埋め立てる。

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

11年2箇月間



埋立てに関する工事の施行区域平面図



| 凡 例   |         |
|---|---------|
|  | 工事の施行区域 |
|  | 町 界     |

## 提 案 理 由

公有水面の埋立てをすることについて横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長から意見を求められたので、公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第4項の規定により提案する。

**参 考**

**公有水面埋立法（抜粋）**

第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3 週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第 2 項及び第 3 項省略）

市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第 42 条 国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

（第 2 項省略）

第 2 条第 2 項及第 3 項、第 3 条乃至第 11 条、第 13 条ノ 2（埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ変更ニ係ル部分ニ限ル）乃至第 15 条、第 31 条、第 37 条並第 44 条ノ規定ハ第 1 項ノ埋立ニ関シ之ヲ準用ス但シ第 13 条ノ 2 ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ第 14 条ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ニ通知スヘシ

**港湾法（抜粋）**

（他の法令との関係）

第 58 条 （第 1 項省略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第 252

条の 19 第 1 項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

（第 3 項及び第 4 項省略）

参考書類

- 1 横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長からの公有水面埋立てについての諮問（写し）
- 2 公有水面埋立承認願書（写し）

（添付図書省略）

港湾管二第 134 号

令和元年 6 月 13 日

横浜市長 林 文 子

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子 印

横浜港内の公有水面埋立てについて（諮問）

国土交通省関東地方整備局から別冊のとおり、公有水面埋立ての



出願がありましたので、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 42 条第 3 項で準用する第 3 条第 1 項の規定により貴職の意見を得たく諮問します。

なお、4 か月以内に答申願います。

公有水面埋立承認願書

国関整港管第 8 号

平成 31 年 4 月 18 日

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 様

出 願 人

所 在 地 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

名 称 国土交通省関東地方整備局

代 表 者

住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

氏 名 国土交通省関東地方整備局長

石 原 康 弘 印

公有水面埋立法第 42 条第 1 項の公有水面埋立ての承認を受けたいので、下記により、出願します。

記

1 埋立区域

(1) 位置

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭 1 番 10 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線、⑭の地点と①の地点を結ぶ昭和 58 年 5 月 12 日付け横浜市港湾港指令第 110 号でしゅん功認可された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D . L . + 2.13 m により決定）により囲まれた区域

①の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北緯 35 度 26 分 11 秒 3445、東経 139 度 39 分 13 秒 5005）から 95 度 54 分 11 秒 3,149.60 m の地点

②の地点 ①の地点から 116 度 23 分 00 秒 359.40 m の地点

③の地点 ②の地点から 74 度 00 分 32 秒 488.32 m の地点

④の地点 ③の地点から 164 度 00 分 32 秒 1,003.60 m の地点

⑤の地点 ④の地点から 254 度 00 分 31 秒 503.60 m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 344 度 00 分 23 秒 3.60 m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 74 度 00 分 51 秒 3.70 m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 344 度 00 分 32 秒 1,000.00 m の地点

⑨の地点 ⑧の地点から 254 度 00 分 39 秒 8.45 m の地点

⑩の地点 ⑨の地点から 296 度 22 分 58 秒 60.00 m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から 26 度 23 分 12 秒 5.60 m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から 296 度 23 分 00 秒 262.80 m の地点

⑬ の地点 ⑫ の地点から 206 度 23 分 28 秒 5.60 m の地点  
 ⑭ の地点 ⑬ の地点から 296 度 22 分 59 秒 20.00 m の地点

## (3) 面積

504,980.95 m<sup>2</sup>

## 2 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭 1 番 10 の地内及び地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑦'の地点を  
 結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 電子基準点 横浜（横浜市立北方小学校）（北  
 緯 35 度 26 分 11 秒 3445、東経 139 度 39 分 13 秒 5005）から 91  
 度 27 分 57 秒 3,184.56 m の地点

②'の地点 ①'の地点から 116 度 23 分 00 秒 432.31 m の  
 地点

③'の地点 ②'の地点から 74 度 00 分 32 秒 665.41 m の  
 地点

④'の地点 ③'の地点から 164 度 00 分 32 秒 1,520.00 m の  
 地点

⑤'の地点 ④'の地点から 254 度 00 分 32 秒 1,200.00 m の  
 地点

⑥'の地点 ⑤'の地点から 344 度 00 分 32 秒 1,330.90 m の  
 地点

⑦'の地点 ⑥'の地点から 296 度 22 分 59 秒 97.84 m の

地点

(3) 面積

1,905,992.88 m<sup>2</sup>

3 埋立地の用途

| 用途   | 配置                | 規模     |
|------|-------------------|--------|
| ふ頭用地 | 埋立地の北側から南側にかけての位置 | 50.2ha |
| 道路用地 | 埋立地の北西側に位置        | 0.3ha  |

4 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . + 3.50 m ~ D . L . + 4.50 m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

| 名称   | 種類 | 構造   |
|------|----|--|
| 護岸 A | 護岸 | 重力式消波ケーソン構造 (スリットケーソン)<br>(基礎工) サンドコンパクションパイル、基礎捨石<br>(本体工) ケーソン、裏込石<br>(上部工) コンクリート D . L . + 4.00m |
| 岸壁   | 岸壁 | 鋼板セル構造<br>(基礎工) サンドコンパクションパイル、深層混合処理、基礎捨石<br>(本体工) 鋼板セル、裏込石<br>(上部工) コンクリート D . L . + 4.00m          |
| 護岸 C | 護岸 | 鋼製ケーソン構造<br>(基礎工) サンドコンパクションパイル、基礎捨石<br>(本体工) ケーソン<br>(上部工) コンクリート D . L . + 4.00m                   |

|          |    |   |
|----------|----|---|
| 護岸 D — 1 | 護岸 | 重力式消波ケーソン構造（スリットケーソン）<br>（基礎工）深層混合処理、基礎捨石<br>（本体工）ケーソン、裏込石<br>（上部工）コンクリート D. L. +5.20m        |
| 護岸 D — 2 | 護岸 | 重力式消波ケーソン構造（スリットケーソン）<br>（基礎工）サンドコンパクションパイル、基礎捨石<br>（本体工）ケーソン、裏込石<br>（上部工）コンクリート D. L. +5.20m |
| 護岸 E     | 護岸 | 重力式消波ケーソン構造（スリットケーソン）<br>（基礎工）サンドコンパクションパイル、基礎捨石<br>（本体工）ケーソン、裏込石<br>（上部工）コンクリート D. L. +5.40m |
| 中仕切堤 A   | 堤  | 自立矢板式構造<br>（基礎工）サンドコンパクションパイル、基礎捨石<br>（本体工）鋼管矢板 D. L. +3.00m                                  |
| 中仕切堤 B   | 堤  | 傾斜堤構造<br>（基礎工）サンドコンパクションパイル<br>（本体工）基礎捨石 D. L. +2.00m   |

### (3) 埋立てに関する工事の施行方法

#### ① 埋立工法

本埋立工事は、一体的に施行・しゅん功させることとし、まずは外周護岸等の整備を先行させ、埋立区域と外海を遮断した後、建設発生土等で埋立てるポンド工法を採用する。

具体的には、3つのポンドを順次構築し、埋立区域が閉鎖性区域となった後、土運船により建設発生土、しゅんせつ土砂及び山砂を埋立区域に D. L. - 5.0 m まで投入する。その後、揚土船を使用して所定の高さに達した地盤からダンプトラック等により搬入し、ブルドーザー等により押土し、最後に地盤改良、載荷盛土を施行し、計画地盤高までの埋立てを行う。

② 埋立てに関する工事の施行順序

まず、護岸 E 及び中仕切堤 A を東側から、護岸 D-2 及び岸壁を南側から着手し、工事を進め、護岸 E、護岸 D-2、岸壁、中仕切堤 A により囲まれる埋立区域内を閉鎖性区域とする。

次に、護岸 E、護岸 D-2、岸壁、中仕切堤 A により囲まれる埋立区域内に建設発生土、しゅんせつ土砂及び山砂を土運船で運搬し D.L. - 5.0 m まで直投するとともに、護岸 D-1 を南側から、中仕切堤 B を東側から着手し、工事を進め、護岸 D-1、護岸 D-2、岸壁、中仕切堤 A、中仕切堤 B により囲まれる埋立区域内を閉鎖性区域とする。

護岸 D-1、護岸 D-2、岸壁、中仕切堤 A、中仕切堤 B により囲まれる埋立区域内の閉鎖性区域に建設発生土、しゅんせつ土砂及び山砂を土運船で運搬し D.L. - 5.0 m まで直投するとともに、護岸 E、護岸 D-2、岸壁、中仕切堤 A により囲まれる埋立区域内の D.L. - 5.0 m 至浅に揚土船により陸側から埋立て、所定の高さに達した箇所から陸上地盤改良を実施し計画地盤高さに仕上げる。また、護岸 C を東側から着手し、工事を進め、護岸 D-1、岸壁、護岸 C、中仕切堤 B により囲まれる埋立区域内を閉鎖性区域とする。

護岸 D-1、岸壁、護岸 C、中仕切堤 B により囲まれる埋立区域内の閉鎖性区域に建設発生土、しゅんせつ土砂及び山砂を土運船で運搬し D.L. - 5.0 m まで直投するとともに、護岸 D-1、護岸 D-2、岸壁、中仕切堤 A、中仕切堤 B により囲まれる埋立区域内の D.L. - 5.0 m 至浅に揚土船

により陸側から埋立て、所定の高さに達した箇所から陸上地盤改良を実施し計画地盤高さに仕上げる。

次に、護岸 D-1、岸壁、護岸 C、中仕切堤 B により囲まれる埋立区域内の D.L. - 5.0 m 至浅は、同時期に施工される横浜市施行の護岸により外海と遮断されるため揚土船により陸側から埋立て、所定の高さに達した箇所から陸上地盤改良を実施し計画地盤高さに仕上げる。

なお、護岸 A は既存地側から着手し、地盤改良及び基礎工は横浜市が、本体工及び上部工は国が施行する。また、背後の埋立ては横浜市が一貫施行し、建設発生土、しゅんせつ土砂及び山砂を用いて埋立てる。

③ 埋立てに用いる土砂等の種類

建設発生土、しゅんせつ土砂、山砂

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

該当なし

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

11 年 2 月

6 添付図書の目録

(1) 埋立必要理由書

(2) 設計概要説明書

(3) 資金計画書

(4) 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類

- (5) 処分計画書
- (6) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
- (7) 公共施設の配置及び規模について説明した図書
- (8) 法第 4 条第 3 項の権利を有する者に関する調書
- (9) 公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書
- (10) 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
- (11) 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真
- (12) 添付図面
  - ア 一般平面図 ( 1 葉 )
  - イ 実測平面図 ( 1 葉 )
  - ウ 求積平面図 ( 2 葉 )
  - エ 海図 ( 1 葉 )
  - オ 埋立地横断面図 ( 3 葉 )
  - カ 埋立地縦断面図 ( 2 葉 )
  - キ 工作物構造図 ( 8 葉 )
  - ク 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 ( 2 葉 )
- (13) 参考図書
  - ア 公図 ( 写し ) ( 1 葉 )
  - イ 既設工作物構造図 ( 1 葉 )
  - ウ 過去 10 年間の春秋分の満潮位表